

郡山市農業振興資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島さくら農業協同組合（以下「農協」という。）が、農業者等に対し、本市農業者が将来に希望のもてる農業の振興に資するため郡山市農業振興資金貸付要綱（平成14年4月1日制定。以下「貸付要綱」という。）に基づく農業振興資金を貸付ける場合、予算の範囲内において農業振興資金に係る利子補給金を交付し、農業者等の金利負担の軽減と経営の安定を図ることを目的とする。

2 利子補給金の交付等に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給金の交付対象資金及び交付対象者)

第2条 利子補給金の交付対象となる資金（以下「交付対象資金」という。）は、農業振興資金とする。

2 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、郡山市農業振興資金貸付要綱に基づき農業振興資金を借り受けた農業者等（貸付要綱による廃止前の郡山市農業振興資金預託要綱に基づき借り受けた者で、償還期限が平成14年以降であるものを含む。）で市長の利子補給承認を受けた者とし、農協に対して利子補給金を交付するものとする。

(利子補給率及び負担割合)

第3条 交付対象資金の利子補給率は、毎年11月1日現在の福島県農業近代化資金の基準金利をもとに郡山市と農協が協議し定める。

2 利子補給率の負担割合は、概ね郡山市85%、農協15%とする。

(利子補給金の交付対象期間)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において、次の方法により算出した額とする。

(1) 次の算式により、利子補給金を算出（円単位未満切り捨て）した額とする。

$$\text{利子補給金} = \text{残元金} \times \text{利子補給率} \times \text{計算期間} / 365$$

(2) 第1号に規定する計算期間において貸付実行日が含まれる期間は、貸付実行日からそれぞれの期間の末日までとする。

2 市長は、交付対象資金について毎年度利子補給金交付対象融資枠を定め、利子補給金に係る所要の予算措置を行うものとする。

(利子補給契約)

第5条 利子補給金は、この要綱で定めるものほか、利子補給に関し市長と農協代表理事組合長との間に締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

(交付対象者の確認)

第6条 市長は、交付対象者に対し、市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税）の納付状況を確認することについての同意書を提出させることができる。

(利子補給金の交付承認申請)

第7条 農協は、交付対象資金の貸付決定前に、利子補給金交付承認申請書（様式第1号）、前条に規定する市税等の納付状況を確認することについての同意書及び貸付の内容を記載した書類を毎月15日まで市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付承認決定)

第8条 市長は、利子補給金交付承認申請書を受理したときは、利子補給金の交付の適否を審査し、利子補給金の交付を決めたときは、利子補給金の交付決定をし、利子補給金交付承認決定通知書（様式第2号）により農協及び交付希望者に通知するものとする。この場合の農協への通知書には、利子補給金交付承認決定一覧表（様式第3号）を添付するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、利子補給金の交付要件を満たさない等の理由により交付を不適当と認めたときは、利子補給金の不交付決定をし、利子補給金交付不承認決定通知書（様式第4号）により農協及び交付希望者に通知するものとする。

(貸付実行報告)

第9条 農協は、農業者に農業振興資金を貸し付けたときは、貸付日の属する月の翌月10日までに貸付実行報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(利子補給金の適正な管理及び調査)

第10条 市長は、利子補給金交付事務を適切に執行するため、利子補給金の交付を決定した場合は、交付対象者ごとに利子補給金交付対象者管理台帳（様式第6号）を作成するものとする。

2 市長は、交付対象資金について必要があると認めた場合は、農協に必要な報告を求め、また、関係書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行うものとする。

(利子補給金の交付申請)

第11条 利子補給の交付を受けようとする農協は、規則第4条に規定する交付申請書を1月15日までに市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第12条 市長は、利子補給の交付請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、農協に対して利子補給金を交付するものとする。

2 利子補給金の交付は、規則第15条に規定する額の確定後に交付するものとする。ただし、市長は、利子補給金交付事業の遂行上必要があると認めるときは、利子補給金を概算払い又は前金払いの方法により交付できるものとする。

(繰上償還報告)

第 13 条 農協は、資金の繰上償還が生じたときは、繰上償還の属する月の翌月 10 日までに、農業振興資金繰上償還報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還等)

第 14 条 市長は、資金の貸付けを受けた者が当該資金をその貸付けの目的に反して使用したときは、農協に対する当該資金に係る利子補給を打ち切るものとする。

- 2 市長は、農協がこの要綱に違反したときは、利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 3 農協は、利子補給金の返還請求を受けた時は、返還すべき利子補給金額に返還事由となる事実が発生した日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金額について年 14.6%（当該返還の事由となる事実が発生した日から 1 月を経過する日までの期間については、7.3%）の割合で計算した加算金を付して、速やかに市長の指定する方法により返還するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（郡山市農業振興資金預託要綱の廃止）

- 2 この要綱の施行により、郡山市農業振興資金預託要綱（昭和 52 年 7 月 11 日制定）は廃止する。

（経過措置）

- 3 廃止前の郡山市農業振興資金預託要綱に基づき貸し付けられている振興資金については、この要綱の相当規定に準じて貸し付けられたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

記号・番号

年 月 日

郡山市長

福島さくら農業協同組合

印

郡山市農業振興資金利子補給金交付承認申請書

郡山市農業振興資金利子補給交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて利子助成金の交付を申請します。

記

1 利子補給対象貸付金額 _____円

貸付金内訳

資金区分	件数	利子補給対象貸付金額
農業資金	件	円
農業後継者育成資金	件	円
認定農業者等特別資金	件	円
合 計	件	円

2 個別貸付調書 別添のとおり

様式第2号（第8条関係）

記号・番号

年 月 日

福島さくら農業協同組合

様

郡山市長

印

郡山市農業振興資金利子補給金交付承認決定通知書

年 月 日付け（記号・番号）の農業振興資金利子補給金交付承認申請について、下記のとおり交付することに決定したので、郡山市農業振興資金利子補給金交付要綱第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 交付承認決定状況

資金区分	交付承認決定件数	貸付金額	備考
	件	円	
合計	件	円	

2 利子補給金交付承認決定一覧表

別紙のとおり

様式第2号その1（第8条関係）

記号・番号
年 月 日

様

郡山市長

印

郡山市農業振興資金利子補給金交付承認決定通知書

あなたが、福島さくら農業協同組合から借り入れした郡山市農業振興資金に係る利子補給金については、福島さくら農業協同組合へ利子補給金を交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定の内容

資金区分	交付決定番号	利子補給率	借入者負担利率	備考

2 利子補給金の交付手続等

利子補給金の交付手続等につきましては、福島さくら農業協同組合があなたに代わり行います。

様式第3号（第8条関係）

農業振興資金利子補給金交付承認決定一覧表

様式第4号（第8条関係）

記号・番号
年 月 日

福島さくら農業協同組合

様

郡 山 市 長

印

郡山市農業振興資金利子補給金交付不承認決定通知書

年 月 日付け（記号・番号）の農業振興資金利子補給金交付承認申請については、
内容審査の結果、下記理由により交付することはできませんので、農業振興資金利子補給金
交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

なお、この通知について疑義がある場合は、（担当課・電話番号）にお問い合わせください。

記

1 交付希望者名

2 不交付決定の理由

様式第4号の1（第8条関係）

記号・番号
年 月 日

様

郡 山 市 長

印

郡山市農業振興資金利子補給金交付不承認決定通知書

あなたが福島さくら農業協同組合から借り入れした郡山市農業振興資金に係る利子補給金については、内容を審査したところ下記の理由により交付することができませんので、郡山市農業振興資金利子補給金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

なお、この通知について疑義がある場合は、（担当課・電話番号）にお問い合わせください。

記

1 融資機関名

福島さくら農業協同組合

2 不交付決定の理由

様式第5号（第9条関係）

記号・番号
年 月 日

郡山市長

福島さくら農業協同組合

印

郡山市農業振興資金貸付実行報告書

年 月 日付け（記号・番号）で利子補給交付決定のあった農業振興資金については、下記のとおり貸付実行をしましたので、郡山市農業振興資金利子補給金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 貸付実行状況

貸付実行件数	貸付実行合計金額	備 考
件	円	

2 貸付実行一覧表

別紙（様式第5号その1）のとおり

3 添付書類

償還年次表

様式第5号その1

貸付実行一覧表

郡山市農業振興資金利子補給金交付対象者管理台帳

(裏面)

利子補給金交付状況			
令和 年度	円	令和 年度	円
令和 年度	円	令和 年度	円
令和 年度	円	令和 年度	円
令和 年度	円	令和 年度	円
令和 年度	円	令和 年度	円
令和 年度	円	令和 年度	円
令和 年度	円	令和 年度	円
(備考)			

様式第7号（第13条関係）

記号・番号
年 月 日

郡山市長

福島さくら農業協同組合

印

郡山市農業振興資金繰上償還報告書

このことについて、別紙のとおり農業振興資金の繰上償還がありましたので、郡山市農業振興資金利子補給金交付要綱第13条の規定に基づき報告します。

記

繰上償還件数	備 考
件	

※ 添付書類

償還年次表